

宮崎県

障がい者工賃向上計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年7月

宮崎県障がい者工賃向上計画（平成30年度～平成32年度）

目次

I	計画の策定に当たって	2
1	策定の趣旨	
2	計画の期間	
3	対象となる事業所	
II	現状と課題	3
1	本県と全国の工賃向上対象施設の平均工賃額の推移	
2	本県の工賃向上対象施設の工賃総額の推移	
3	生産活動の内容	
4	工賃分布の比較	
5	事業所における工賃向上に当たっての課題	
III	目標工賃	7
1	目標工賃額	
2	目標工賃の考え方	
IV	目標達成のための具体的な取組	8
1	目標達成のための事業所・県・市町村の役割	
	（1）事業所の役割	
	（2）県の役割	
	（3）市町村の役割	
2	県において具体的に取り組む事項	
	（1）「工賃向上支援チーム」による支援	
	（2）農福連携の推進	
	（3）研修事業の実施	
	（4）事業所の共同・連携による取組 ～Super「歩一步の店」～	
	（5）官公需の発注拡大	
	（6）市町村との連携による支援の充実	

I 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所での工賃の水準が向上するよう、支援していくことが必要です。

このため、県では、国の基本指針に基づき「工賃倍増5か年計画」（平成19年度から平成23年度）及び平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、工賃向上の取り組みを進めてきたところです。

この間、平均工賃は計画に定める目標工賃額を下回るものの、着実に向上してきています。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取り組みが重要であることから、国の新たな基本指針（平成30年2月28日付け）に基づき、これまでの計画に基づく取り組みによる成果も踏まえながら、平成30年度からの新たな「工賃向上計画」を策定し、産業界等の協力はもとより、市町村とも一体となって、一層の工賃向上に取り組んでいくこととします。

2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3か年間とします。

3 対象となる事業所

この計画の対象とする事業所は就労継続支援B型事業所¹とします。

¹ 就労継続支援B型事業所

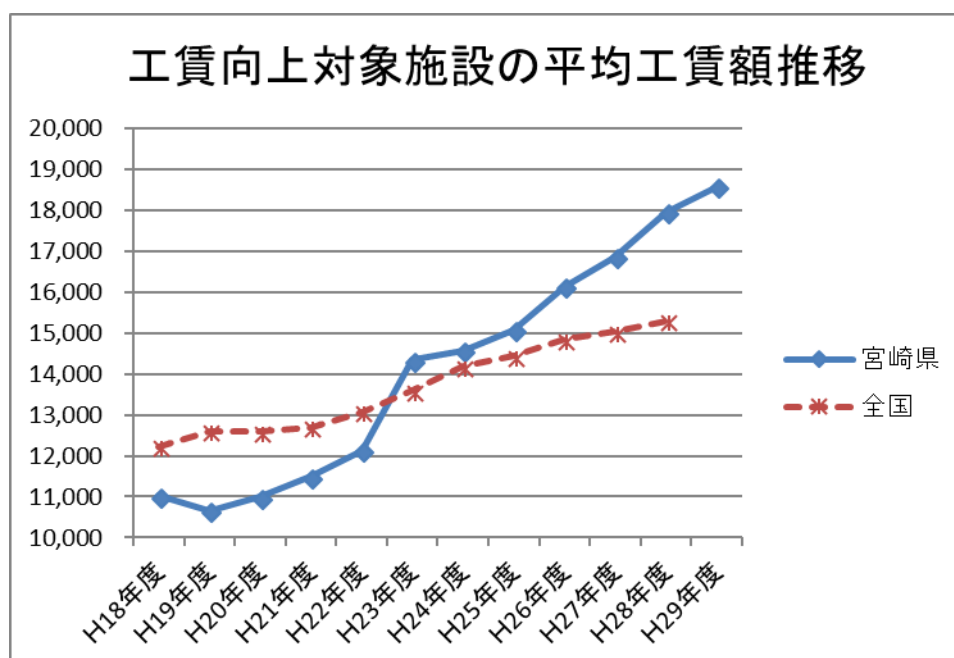
一般企業で、すぐには働くことが難しい障がいがある人に対して、雇用契約は締結せず、就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所

II 現状と課題

1 本県と全国の工賃向上対象施設の平均工賃額の推移

本県の工賃向上対象施設の平均工賃額は、平成29年度は18,585円、前年度比で3.5%の増加となり、10年連続の増加となっています。

また、全国の状況と比較すると、平成23年度以降は全国平均を上回る状況となっています。



※ 「工賃倍増5か年計画」の計画始期である平成19年度以前と比較できるように平成18年度の数値以降を掲載しています。

	H18年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
宮崎県 (前年度比)	11,018円	↔	16,142円 (+7.1%)	16,867円 (+4.5%)	17,960円 (+6.5%)	18,585円 (+3.5%)
目標工賃額			17,800円	17,100円	18,000円	19,300円
全国 (前年度比)	12,222円		14,838円 (+2.8%)	15,033円 (+1.3%)	15,295円 (+1.7%)	—

2 本県の工賃向上対象施設の工賃総額の推移

本県の工賃総額は、平成29年度が534,854千円と平成18年度の約3.3倍の増加となりました。

(単位:千円・人)

	H18年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
工賃総額	162,808	⇔	391,693	439,894	491,279	534,854
工賃支払対象者延べ人数	14,777		24,265	26,080	27,354	28,779
(対象事業所数)	(44)		(100)	(110)	(117)	(122)
(平均定員数)	(31.5)		(19.8)	(19.6)	(19.1)	(19.4)

※ 平成18年度については、就労継続支援B型事業所に加え、障害者自立支援法施行前の身体障がい者授産施設、知的障がい者授産施設及び精神障がい者授産施設が含まれているため平均定員数が多くなっています。

3 生産活動の内容

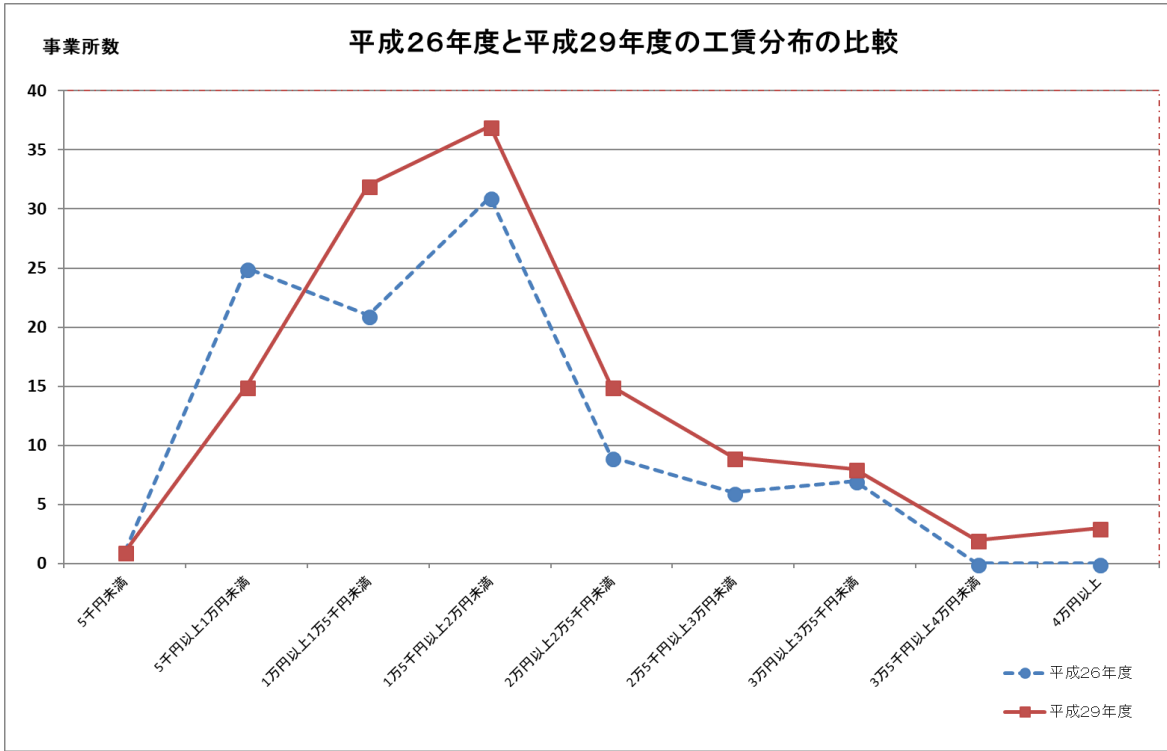
平成29年度の事業所における中心的な生産活動の内容をみると、「農業・農作業」が28事業所、「清掃作業」が18事業所、「パン・焼き菓子等の製造・販売」が15事業所となっており、全体の半数を占めています。

生産活動の内容	事業所数	構成比(%)
農業・農作業	28	23.0
清掃作業	18	14.8
パン・焼き菓子等の製造・販売	15	12.3
レストラン・カフェ等の運営	12	9.8
リサイクル事業(空き缶・古紙の回収等)	6	4.9
弁当事業	5	4.1
食品加工	5	4.1
部品組立作業	3	2.5
漆器・木工品製造	3	2.5
その他	27	22.1
合計	122	100

※ 「その他」の例として、「ホームページ作成事業」や「ふるさと納税の商品のラベル貼り作業」、「縫製作業(エプロン等)」、「ゴミ袋製造」などがあります。

4 工賃分布の比較

平成26年度と平成29年度を比較すると、平均工賃5千円以上1万円未満が25事業所から15事業所と減少する一方で、平均工賃1万円以上1万5千円未満が21事業所から32事業所へと増加しています。



5 事業所における工賃向上に当たっての課題

全事業所に対してヒアリングを行った結果、主に次のような課題がありました。

(1) 生産活動のマッチング

- ・利用者の高齢化・重度化に伴い、これまでやれていた草刈り作業ができなくなっているため、室内での良い条件の軽作業をさがしている状況。
- ・利用者の障がい特性が異なるため、できる作業に大きな違いがあり、大きな作業を受けられないほか、多様な作業を通年で確保することが難しい。
- ・夏場の農作業に苦勞しているほか、雨の日の作業確保に苦勞している。

(2) 職員の意識向上・人材育成

- ・工賃向上を図っていくためには、新たな作業を導入するなど職員の負担が伴うため、職員の理解を得ることが容易でない。
- ・利用者に農作業の指導を行う職員自体の技術や知識を向上させることが必要である。

(3) 販路拡大・商品開発

- ・年々パンの売上が下がっている状況。顧客からは商品ラインナップに変化がないため、新商品開発の要望があるが、どのような視点で新商品開発を行えば良いかわからない。
- ・市役所やイベント等でクッキーを販売しているが一過性にとどまっており、広く消費者に購入してもらう方法を考える必要がある。

(4) 経営ノウハウの習得

- ・近年の原材料価格の高騰でパンの売上は伸びているが利益は減っている。
- ・食材にこだわった料理を提供しており、顧客からの評判も良いが、工賃の原資となる利益の向上につながっておらず、料金設定と原材料費のバランスに悩んでいる。

Ⅲ 目標工賃

1 目標工賃額

平成32年度の県の目標工賃

一人当たり月額 22,600 円以上

各年度の目標工賃額

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
月額	20,800円	21,500円	22,600円
時間額	301円	310円	325円

2 目標工賃の考え方

各事業所が個々の事業所の実情やこれまでの工賃実績等を勘案して設定した目標値を踏まえ、県全体の目標工賃額を設定しています。

また、各事業所の工賃向上計画における目標値については、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、月額に加え、時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または月額及び時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択することとします。

IV 目標達成のための具体的な取組

1 目標達成のための事業所・県・市町村の役割

計画の目標達成に向けて、対象事業所、県及び市町村がそれぞれの役割を分担し、着実に取組を推進していきます。

(1) 事業所の役割

工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところですが、工賃向上のためには、事業所の責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営指針を示し、共有していく必要があることから、全ての就労継続支援B型事業所について「工賃向上計画」を策定します。

各事業所の策定する「工賃向上計画」では、事業所は現状の分析を行った上で、事業所の実情に応じて平成32年度までの各年度の目標工賃や各年度に取り組む具体的な内容を盛り込むこととし、平成30年度から要件が緩和された施設外就労の積極的な実施を検討するとともに、計画に反映させることとします。

また、毎年度、工賃目標に対する達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づく所要の見直し（工賃向上P. D. C. Aサイクルの確立）を行うこととします。

(2) 県の役割

県は各事業所が工賃向上に向けた取組を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行うとともに、本計画の進行管理等を行います。

また、工賃向上の取組について、関係機関と連携して広報活動に努め、市町村や商工団体等に対して積極的な理解と協力を求めます。

(3) 市町村の役割

地域で障がい者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても事業所の工賃向上の取組について、積極的に支援していくことが求められています。

2 県において具体的に取り組む事項

(1) 「工賃向上支援チーム」による支援

工賃向上のためには、民間企業のノウハウや経営感覚を積極的に導入することが重要です。そこで、各事業所が工賃向上に向けた各種の取組を実施するにあたり、引き続き「工賃向上支援チーム」を編成し、売上向上やコスト削減、製品開発、販路拡大等に関し、指導・助言を行うことにより、事業所の工賃向上計画の達成に向けた取組を支援します。

また、「工賃向上支援チーム」による支援の中で、より専門的な支援が必要な場合には専門家の派遣も行います。

※「工賃向上支援チーム」

経営コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士で構成

(2) 農福連携の推進

工賃向上のためには、本県の基幹産業である農業分野での事業所の取組を推進することが必要です。

このため、農業の専門家等の派遣により、農業に関する知識の習得及び技術向上等を支援します。

また、農業に取り組んでいる事業所によるマルシェを開催し、農業への取組状況の紹介や生鮮野菜等の即売会を実施することで、障がい者に対する理解の促進や販路拡大を支援します。

特に、施設外就労のマッチングについては、県関係部局間が連携し、共同受注窓口の設置など、効果的な体制づくりを進めます。

(3) 研修事業の実施

各事業所が工賃向上に取り組んでいくためには、事業所管理者や職員一人ひとりの意識改革を行い、ノウハウ・技術の習得を図る必要があります。

このため、以下の事項を内容とする研修会を実施します。

- ① 工賃向上に必要な経営的視点と経営基礎知識の習得
- ② 事業改革の具体的な方法（現状分析、マーケティング、工賃向上計画の実践・評価・見直し）
- ③ 成功事例からみる成功要因のポイント
- ④ 工賃向上の取組を推進するリーダーの養成 など

(4) 事業所の共同・連携による取組 ～Super「歩一步の店」～

発注機会の増加や販路の拡大に向けて、事業所が共同あるいは連携して取り組むことで、より大きな成果を上げることが可能となります。

また、企業側は、「事業所がどのような技術を持っているかわからない。」、一方、事業所側には、「企業との交流がこれまでなかった。」など、お互いに事業のパートナーとして認知されていないのが現状であり、事業所と企業の連携を図ることも重要です。

本県では、平成20年度から障がい者が製作した商品等を、商店街等の協力やイベント等を通じて共同出店するSuper「歩一步の店」事業を中小企業家同友会に委託して実施してきました。

このSuper「歩一步の店」を基幹とし、さらに事業所間の共同・連携や事業所と地域の企業との連携を促進し、工賃向上を図るため、以下の取組を行うこととします。

① 受託事業の受注拡大

事業所における清掃業務などの受託事業の受注拡大に向け、専門講師による研修会を開催するなど技術の向上に努めるとともに、事業の展開に必要なノウハウ等を共有・蓄積するため、事業所間の意見交換会を開催します。

また、発注者と受注者のマッチングなどの取組を推進します。

② インターネット等を活用した情報発信の強化

現在展開しているインターネットサイトを活用し、事業所の受託可能な作業内容や製造している商品等を広く発信することで、受託事業及び製品の販路の拡大に取り組みます。

Super「歩一步の店」 <http://www.hoippo.com/>

③ イベント販売の展開

集客力があり、多くの売上げが見込まれる大型店舗やイベントを中心に出店を行います。

また、出店に参加する事業者間の会議を開催するなどして、商品の選定や商品の配置など販売方法についての検討を行うとともに、販売におけるサービスの質の向上等を目指したセミナー等を開催します。

④ 企業との連携の推進

中小企業家同友会が開催する企業向けの研修会等を活用し、事業所の技術力や商品をPRすることにより、企業との新たな取引の拡大及び消費者への販売促進を図ります。

(5) 官公需の発注拡大

地方公共団体が障がい者の事業所等から物品を買い入れる場合や役務の提供（清掃業務等）を受ける場合は、金額に関係なく、随意契約（一者随契）による優先的調達が可能となっており、県では、これまで官公需の発注拡大を図ってきたところです。

また、平成24年6月には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定され、国、県、市町村等の障害者就労施設等への官公需の発注拡大に関する責務等が明らかにされました。

法律の趣旨を踏まえ、県及び市町村では、毎年、調達方針を策定し、出先機関を含めた各所属への協力依頼を行うなど、引き続き、市町村と連携しながら発注拡大に取り組めます。

(6) 市町村との連携による支援の充実

地域において障がい者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村における事業所の工賃向上への取組に対する支援が充実するよう、市町村との緊密な連携を図ります。

(具体的な市町村の取組の例)

【企業等への協力依頼】

- ・市町村の広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・地域の企業や商工団体、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力を依頼する。

【官公需の発注拡大】

- ・事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の発注拡大を図る。
- ・幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需の発注拡大の取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・庁舎等を利用した製品販売スペースの提供 等

